

定 款

制定 昭和52年11月 1日
改定 昭和53年10月25日
改定 平成 6年 7月19日
改定 平成11年 7月19日
改定 平成15年 9月 1日
改定 平成23年 3月30日
改定 平成24年 4月 1日

一般社団法人農協流通研究所

定 款

制定	昭和52年11月	1日
改定	昭和53年10月	25日
改定	平成6年	7月19日
改定	平成11年	7月19日
改定	平成15年	9月1日
改定	平成23年	3月30日
改定	平成24年	4月1日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人農協流通研究所（以下、「研究所」という。）と称する。

(事務所)

第2条 研究所は、主たる事務所を東京都中央区に置き、理事会の決議を経て、必要な地に
従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 研究所は、農畜産物の流通・消費及び農業者や地域住民の生活に係わる事業につ
いての調査研究、教育研修等を総合的に実施し、もって農畜産物の流通の改善と国民
の生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農畜産物の流通等に関する調査研究
- (2) 農業者や地域住民の生活に係わる事業についての調査研究
- (3) 農業者や地域住民の生活に係わる事業についての助言・指導
- (4) 農畜産物の流通等及び農業者や地域住民の生活に係わる事業に必要な知識・技
能等に関する教育研修
- (5) 前各号に係わる事業の受託及び情報提供
- (6) その他研究所の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 正会員及び賛助会員

(会員の資格)

第5条 研究所の会員は、正会員と賛助会員とする。

- 2 正会員は次の者をいう。
 - (1) 農業協同組合法（以下、「農協法」という。）第10条第1項各号の事業を行う農業協同組合連合会であって、全国の区域をその地区とするもの
 - (2) 農協法以外の法律により設立された農林漁業に係る協同組織体であって、全国の区域をその地区とするもの
 - (3) 前各号を主たる構成員とする法人
 - (4) 前各号に掲げる者のほか、研究所の目的に賛同した団体
- 3 賛助会員は、研究所の目的に賛同し入会した団体又は個人とする。
- 4 第1項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 研究所の正会員になろうとする者は、入会預り金の口数を記載した別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 入会預り金は10万円を一口とする。この入会預り金は会員がこの定款の第9条第1項で会員資格を喪失した場合は全額返還するものとし、第45条の解散をおこなった場合は法人法に基づき返還するものとする。なお、返還する入会預り金には利息を付さない。

(2) 理事長は、理事会の承認があったときは、その旨の当該申込みをした者に通知し、入会預り金の払込みをさせるものとする。

2 研究所の賛助会員になろうとするものは、所定の様式による申し込みを行い、理事長が承認した場合は賛助会員となることができる。

（任意退会）

第7条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第8条 研究所は、正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員を除名することができる。ただし、正会員の除名については総会の議決を要する。

- (1) 研究所の定款又は規則に違反したとき
- (2) 研究所の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 正会員として重要な義務を履行しないとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、当該総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。また、除名の決議があったときは、その旨を書面をもって会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第9条 正会員は、次の事由により研究所の正会員資格を喪失する。

- (1) 任意退会をしたとき
 - (2) 総正会員が同意したとき
 - (3) 団体会員が解散したとき
 - (4) 除名されたとき
- 2 賛助会員は、次の事由により研究所の賛助会員資格を喪失する。
- (1) 任意退会をしたとき
 - (2) 賛助会員が死亡し、又は解散したとき
 - (3) 会費を2年以上納入しないとき
 - (4) 個人会員が後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
 - (5) 個人会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたとき
 - (6) 理事長が脱退を適当と認めたとき
- 3 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、研究所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の場合は、これを免れることはできない。

第4章 会費

(会費)

第10条 会員は、毎年総会において定める会費を支払わなければならない。

- 2 既納の会費は錯誤による納入の場合を除き返還しない。
- 3 会員は、第1項の規定による会費の払込みについて相殺をもって研究所に対抗することができない。

第5章 総会

(総会の開催と構成)

第11条 総会は定時総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 3 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。
- 4 定時総会は、毎事業年度の終了後3月以内に開催する。
- 5 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会において必要と認めたとき。
 - (2) 正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から理事長に対し、総会の目的たる事項及び招集の理由を示して請求があったとき。
 - (3) 法令に別段の定めがあるとき。

(総会の議長)

第12条 総会の議長は理事長とし、やむを得ない事由により出席できない場合は、当該総

会に出席した正会員のうちから選出する。

(総会の招集)

第13条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議にもとづき理事長が招集する。

2 理事長は、第11条第5項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を、開催日の14日前までに通知しなければならない。

(議決権)

第14条 正会員は入会預り金拠出額に応じた議決権を有する。ただし、1正会員の議決権数が総議決権数の5分の1を超えるときは、当該会員の議決権数は、総議決権数の5分の1とする。

(議決方法等)

第15条 総会は、総正会員の議決権数の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席正会員の議決権数の過半数をもって決する。

3 総会においては、第13条の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。

(議決事項)

第16条 この定款において別に定める事項のほか、次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬の総額及びその支給基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書(損益計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 会費の額
- (7) その他理事会において必要と認めた事項

(特別議決事項)

第17条 第15条の規定にかかわらず、総会における次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第 18 条 正会員は、書面又は代理人又は電磁的方法をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面又は電磁的書面は、総会の日の前日までに研究所に到達しないときは、無効とする。
- 3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面を研究所に提出しなければならない。
- 4 第 1 項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

(決議の省略)

第 19 条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 20 条 理事が正会員全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、議長が作成し、議長及び出席会員のうちから 2 人以上が、署名又は記名押印しなければならない。

第 6 章 役員等

(役員の数及び選任)

第 22 条 研究所に次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上 13人以内
 - (2) 監事 1人以上 3人以内
- 2 理事のうち 1 人を理事長とする。
 - 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、5 人以内を同法第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とすることができる。
 - 4 業務執行理事からそれぞれ若干名を専務理事、常務理事とすることができる。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、業務執行理事、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 監事は、研究所の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、研究所を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定める職務権限規定により、研究所の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、研究所の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(顧問及び参与)

第28条 研究所に、任意の機関として、顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、第24条、第25条の権限を有しないものとする。
- 4 顧問は、理事会の諮問に応じて、理事長を補佐する。

- 5 参与は業務執行理事を補佐し、事務を担当する。

第7章 理事会

(理事会)

第29条 この研究所に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。
- 3 理事会は、必要に応じて理事長が、招集する。
- 4 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
- 5 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集し、議長となる。
- 6 理事は、代理人によって議決に加わることができない。
- 7 監事は、理事会に出席し、必要と認める場合は意見を述べなければならない。

(招集手続)

第30条 理事長は理事会の一週間前までに各理事、各監事に対して招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の権限)

第31条 理事会は、法令又はこの定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 研究所の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事である理事長、業務執行理事、専務理事及び常務理事の選定及び解任及び重要な使用人の選任及び解任

(議決事項)

第32条 この定款において別に定める事項のほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (6) 理事又は監事とその任務を怠ったことにより生じた研究所に対する損害賠償責任の免除
- (7) その他法令で定められた事項

(議決方法)

第 33 条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができない。

(理事会の決議の省略)

第 34 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときであって監事が異議を述べない場合は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、理事長が作成し、出席した理事長及び監事は署名又は記名押印しなければならない。

(理事会への報告の省略)

第 36 条 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第 24 条第 4 項については、適用しない。

第 8 章 役員 の 損害賠償責任の一部免除

(賠償責任の免除)

第 37 条 理事又は監事が、その任務を怠ったことで生じた研究所に対する損害賠償責任は、その役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員 の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法人法で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって、免除することができる。

第 9 章 事務局

(事務局)

第 38 条 研究所の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には所要の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 資産及び会計等

(事業年度)

第 39 条 研究所の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 研究所の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 研究所の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告及び同附属明細書
- (2) 貸借対照表及び同附属明細書
- (3) 正味財産増減計算書(損益計算書)及び同附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、事業報告、貸借対照表、正味財産増減計算書(損益計算書)については定時総会招集に際して正会員に対し提供し、定時総会に提出し、事業報告についてはその内容を報告し、貸借対照表、正味財産増減計算書(損益計算書)については承認を受けなければならない。理事長は、第1項の書類及び監査報告について、法人法の定めに従い主たる事務所に備え付けて置かなければならない。

- 3 貸借対照表については、定時総会后遅滞なく公告しなければならない。

(剰余金)

第42条 研究所は、剰余金の分配を行うことができない。

第11章 基金

(基金)

第43条 研究所は、法人法第131条に定める、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。
- 3 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び返還等の取扱いについては、総会の決議により別に定める基金取扱規程によるものとする。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 研究所は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(清算の場合の残余財産の処分)

第46条 研究所の清算に伴う残余財産については、総会の議決を経て、公益社団法人及び

公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 研究所の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第14章 雑則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、研究所の運営に関する必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記をおこなったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 研究所の最初の理事長は、小森芳夫とする。
- 4 研究所の最初の業務執行理事は、次に掲げる者とする。

福 嶋 満

五十嵐 正裕

牧 野 榮作